明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　八
〔省　令〕
○技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令（総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一七
○中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一八
○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　二七
○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業一〇）　二八

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号
○農林水産省、環境省

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十六条の七第一項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の六第一項（同法第四十条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第四十条第二項の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月一日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第五十四条**　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～三　［略］ 四　法第三十六条の七第五項第二号（法第六十九条において準用する場合を含む。） 五　法第四十条第十二項第三号（法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。） 六～十四　［略］	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第五十四条**　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～三　［略］ 四　法第三十六条の七第五項第二号（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。） 五　法第四十条第十二項第三号（法第六十九条第一項及び第八十二条の八において準用する場合を含む。） 六～十四　［略］